

2・6 円滑なシップリサイクルの促進

2・6・1 世界のシップリサイクルの現況

ロイズ統計によると、平成 28(2016)年の世界のシップリサイクル量は、1,031 隻、2,860 万総トンとなり、4 年振りに前年を上回った。国別に見ると、バングラデシュが前年比 32%増の 230 隻、989 万総トン、インドが大幅に回復し同 86%増の 325 隻、847 万総トン、パキスタンが同 24%増、これに4年連続前年割れの中国を含めたアジアの4か国で世界のシップリサイクルの 96%が実施されている。

国別シップリサイクル実績

国	2012 年		2013 年		2014 年		2015 年		2016	
	隻数	百万 GT	隻数	百万 GT						
バングラデシュ	224	8.83	197	7.30	214	5.52	223	7.52	230	9.89
パキスタン	121	5.50	103	5.38	106	4.09	105	4.59	134	5.70
インド	497	12.21	363	8.08	317	6.79	202	4.56	325	8.47
中国	335	8.16	343	7.08	215	4.98	159	4.04	131	3.46
トルコ	247	1.54	214	1.37	169	0.98	79	0.75	81	0.72
その他	230	0.57	279	0.63	216	0.40	182	0.34	130	0.35
合計	1,654	36.81	1,499	29.83	1,237	22.76	950	21.80	1,031	28.60

出所:Lloyd's World Casualty Statistics

2・6・2 シップリサイクル条約

1. シップリサイクル条約

国際海事機関(IMO)は、船舶の解撤における労働環境の改善や環境保護を目的として、平成 21(2009)年 5 月に「2009 年の船舶の安全かつ環境上適正な再生利用のための香港国際条約」(シップリサイクル条約)を採択した。条約採択会議が香港で開催されたことから、「香港条約」とも言われる。

条約は、船舶の建造、運航、解撤のそれぞれのステージに応じた国、船舶、解撤ヤード等の関係者の義務を定めている。船舶は、有害物質一覧表(インベントリ)の作成・保持など、安全な解撤のための適切な準備を行い、解撤は、国が承認した一定レベル以上の船舶リサイクル施設(解撤ヤード)において規定の手順に従って実施されることが求められる。条約の発効は、① 15 か国以上の締結、②締結国の船腹量が総船腹量の 40%以上、③締結国の直近 10 年の最大年間解撤量が締結国の船腹量の 3%以上のすべてを満たした日から 24 か月後となる。

当協会からの働きかけもあり、平成 28(2016)年 9 月に最大の船主国であるパナマが批准し、締約国は 5 か国となった。さらに、同年 11 月に署名された日印共同声明において、両国が同条約を早期に締結する意図を表明した。トルコおよびデンマークも近々批准する見通しであり、いくつかの欧州連合(EU)諸国の批准も見込まれているなど、条約発効が現実味を帯びてきている。

③の要件を満足するためには、主要解撤国の批准が不可欠であり、条約の要件に適合できるよう船舶リサイクル施設等の改善を促していくことが必要となる。

2. 条約の先行実施・批准促進に向けた動き

条約は発効していないものの、条約上の義務を自主的に先行実施する動きや、それらを促進する活動が着実に進行している。

(1) インベントリおよびヤード認証取得の拡大

船舶はインベントリの作成・保持が求められており、船級協会を中心としてインベントリの作成・認証サービスの提供を受け、自主的に適合鑑定を取得する動きが広がっている。

[当協会会員会社のインベントリ準備状況(2016 年末時点)] (カッコ内は前年)

① インベントリを備え付けるべき現存船	739 隻(712 隻)
② インベントリを作成済みの船舶	94 隻(86 隻)
③ インベントリを今後作成予定の船舶	417 隻(228 隻)

また、船舶リサイクル施設は、施設・設備の概要や、一般的な作業内容、緊急時対応や訓練プログラムなどを記載した「船舶リサイクル施設計画」の承認が求められる。いくつかの船級協会では、同計画および同計画どおりにリサイクルが実施されるかを確認し、適合鑑定書を発行している。日本海事協会(NK)は、中国(4 か所)および日本(1 か所)の施設のほか、インド(7 か所)の施設についても適合鑑定書を発行した。ビーチング方式の施設であっても条約に適合できることを示すこととなり、解撤事業者等へ施設改善への意欲を促すものとなった。

なお、ロイズ船級協会(LRS)によると、LRSはトルコ(6か所)および中国(2か所)の施設を認証済み。インド解撤事業者協会(SRIA)によると、インドの施設について、平成 29(2017)年 1 月末時点でイタリア船級協会(RINA)が 14 か所、インド船級協会(IRS)が 4 か所、NK の認証と合わせ 25 か所が認証済みであるとし、認証過程にあるものも含めると、60 か所にのぼるとしている。

(2) マースクによるインドの解撤ヤードの改善支援

マースク グループは、平成 28(2016)年 2 月、インド・アラン地区の特定のリサイクルヤードの改善を支援することを発表した。同社は、責任あるリサイクルを行うべきとして中国およびトルコのヤードを利用してきたが、インド等のヤードに比べコストが 1 隻あたり 1~2 百万ドル増と現実的でなくなってきたこと、一方、インド・アラン地区の解撤ヤードが NK の認証を取得し、さらに改善を支援することで責任あるリサイクルを実施可能と判断した。

欧州における最大船主がビーチング方式のヤードの支援を始めたことは、欧州におけるビーチング方式を一律に排除しようとする勢力に一石を投じるものとなった。

(3) 日本代表团によるインド訪問

平成 28(2016)年 11 月の日印共同声明に香港条約早期批准が盛り込まれたことを受け、国交省は、インド解撤ヤードの改善状況等の確認と批准機運の醸成を主眼とし、わが国関係者(当協会、NK、日本基幹産業労働組合連合会)と合同で、1 月 16 日~19 日の間、訪問団を派遣し、解撤ヤード 13 ヶ所、基幹労連支援の現地労組安全訓練センター等を視察するとともに、SRIA、グジャラート州海事局(GMB)等と意見交換を行った。

前回訪印時(2015 年)と比較して解撤事業者が改善に前向きになっており、既に多くのヤードが船級の認証を取得し、自己資金での改善に踏み切っている。GMB においても香港条約早期批准・ヤード改善支援を進める方向にあることを確認した。

2・6・3 EU シップリサイクル規則

EU のシップリサイクル規則(Regulation (EU) No 1257/2013)は、従来からあったシップリサイクルに関する規制をバーゼル条約準拠からシップリサイクル条約準拠に変更したもので、平成 25(2013)年 12 月 30 日に発効した。

同規則は、EU が承認した船舶リサイクル施設一覧(EU リスト)掲載の解撤能力が 250 万 LDT(Light Displacement Ton)となった日から 6 か月後(遅くとも平成 30(2018)年 12 月末)に同リストが有効となり、EU 籍船は同リスト掲載ヤードでの解撤が義務付けられる。EU 域外のヤードも同リストに申請することができるが、施設要件に関する技術ガイダンスには、「砂地および潮間帯にいかなるブロックも置くべきでない」旨記述されており、南アジアで一般的なビーチング方式によるヤードは、承認を得ることが難しいと見られている。平成 28(2016)年 12 月 20 日、EU リストが公表されたが、欧州域内のみ 18 ヤード、30 万 LDT にとどまり、発効には至らなかった。

一方、同規則において、欧州委員会(EC)は、同規則の適用を回避するための非 EU 籍船への転籍を防ぐことを目的とした経済的手法の導入について検討し、その結果を 2016 年末までに EU 議会および閣僚理事会へ報告することが求められていた。これに対し、起用したコンサルタントより、非 EU 籍船を含むすべての EU 寄港船に課金し、個船ごとに強制的に積み立てを行わせ、EU リスト掲載ヤードで解体したときのみ返金するという案が 2016 年 6 月に提示された。

欧州共同体船主協会(ECSA)、国際海運会議所(ICS)およびアジア船主協会(ASA)は、同案は国際法に抵触するおそれがあり、また、実行上多くの課題があるとして、同年 7 月、導入に反対する声明を EC へ提出した。EC は未だ検討結果を公表していない。

【資料 2-6-3-1】

